

会 議 録

会議の名称	市民参加推進会議（第25回）		
事務局	企画財政部企画政策課企画政策係		
開催日時	平成23年2月4日（金）午後6時00分～午後7時59分		
開催場所	前原暫定集会施設1階 A会議室		
出席者	委員長	坪郷 實	委員
	副委員長	浅野 智彦	委員
	委員	金子 修二	委員 持永 利之 委員
		森実 邦明	委員 境 智子 委員
		本多 龍雄	委員
	欠席委員	須内 勝子	委員 山下 光太郎 委員
		石黒めぐみ	委員 内藤 治誠 委員
		上原 秀則	委員
事務局	長期総合計画等担当部長	伊藤 茂男	
	企画政策課長	天野 建司	
	企画政策課主査	早坂 嘉人	
	企画政策課主事	工藤 真矢	
傍聴の可否	可	一部不可	不可
傍聴者数	0人		
<p>【会議次第】</p> <p>1 開会</p> <p>2 市民参加条例運用状況等について</p> <p>(1) 市民参加のあり方について</p> <p>① 米子市の取組みについて</p> <p>(2) 市民の提言制度(パブリック・コメント)について</p> <p>① 市民の提言制度(パブリック・コメント)運用マニュアル(案)</p> <p>(3) 「新しい公共」推進会議の報告について</p> <p>(4) その他</p> <p>①今後の検討課題について</p>			
<p>【会議結果】</p> <p>■開会</p> <p>■市民参加条例運用状況等について</p> <p>・企画政策課長より説明</p> <p>○米子市自治基本条例策定にあたっては、米子方式と呼ばれる市民P Iの取組を徹底して行った。審議会の委員は、できるだけ多くの市民の意見を聞き市民の思いを代弁し、市民の目線で考え行動し、議員に対しても、同じ市民であるという観点からP Iを行ったことを紹介した。</p>			<p>会議録ページ</p> <p>P 1</p> <p>P 2</p>

<p>また、米子市の自治基本条例検討委員会のアドバイザーでもある松下啓一教授は、「協働には、一緒にやらない協働もあると考え、双方が無関係に公共的な活動を行う場合も、ともに公共を担っているという意味では協働である」という学説を紹介した。社会や市民ニーズが多様化、高度化、複雑化している今日、さまざまな主体が公共を担っていかなければならない状況について報告を行った。</p>	P 3
<p>【主な意見】</p>	
<p>○自治基本条例がソフトとすると、アプリケーションという形でいろいろな条例ができてきて、完成されるというのが理想ではないか。</p>	P 3
<p>○市民参加、パブリックコメント等に重きを置いて、新しい協働の方の詰めが小金井市の条例の場合はしっかりしていない。</p>	P 4
<p>○基本条例があって、個別条例を体系的に作っていくというのが一つの形だと思うが、いろいろな自治体のケースはある。小金井市は市民参加条例があるので、自治基本条例を策定する際、今の条例との調整は必要になってくると思う。</p>	P 4
<p>■市民の提言制度（パブリック・コメント）について</p>	P 5
<p>・企画政策課長より説明</p> <p>○前回質問のあった「横須賀市市民パブリック・コメント手続条例」では金銭徴収については除かれている。ほかのところでも確認できなかった。直接請求の対象として、地方税等についても入ってくるなど地方自治法が改正されると、パブリックコメントの対象についても、今後議論が必要になってくるかと思う。</p>	
<p>○ルールを定めて行うことは一定必要である。匿名についても良い意見、悪い意見というのは区別がつきにくいいため、制度として区別はつけたい。ただ、パブリックコメントの制度の限界があるので、それを補う市民参加の手法を今後検討していきたい。</p>	P 10
<p>○細部については、各部署が判断していく「庁内分権」の考え方もこれからの行政では非常に大事ではないか。</p>	P 10
<p>【主な意見】</p> <p>○「市の意思決定の説明責任」「計画等」「担当課」と簡単</p>	P 6、P 7

<p>に片づけしないで、「積極的に発信しない市民」など有機的な感じのする表現に代えてもらおうと市民参加を促すの にいいのではないか。</p>	
<p>○年齢や年代は基本的にはなくてもいいのではないか。さらに、匿名については、内容的にいいものについては採用するということも考えてはどうか。</p>	P 8
<p>○行政も責任をもって市民に向かう、市民も発言に責任を持つという責任と義務を決めた方がいい。</p>	P 8
<p>○パブリックコメントは市民参加の最低線、これを越えるいろいろな手法があるべき。</p>	P 9
<p>○それぞれのテーマや政策課題に応じて別の市民参加の手法と組み合わせるやっていくということが重要。</p>	P 9
<p>○マニュアルについては、今回の質疑を踏まえて、さらに検討して、マニュアル策定後、庁内で周知にしていく形になる。</p>	P 9
<p>■「新しい公共」推進会議の報告について ・坪郷委員長より説明</p>	P 1 1 ~ P 1 8
<p>○新しい円卓会議と新しい公共推進会議について (詳細は資料 4 参照)</p> <p>(1) 寄附税制の改革 税額控除の導入、認定 N P O 法人の P S T (パブリック・サポート・テスト) 基準の見直し、情報開示の徹底、地域主導の税制の仕組、N P O のスタートアップ支援のための仮認定制度等の仕組みなど</p> <p>(2) N P O 等の活動促進のための基盤整備 市民セクターと行政との対等性、N P O の自立性を確保できるような新しい制度化の検討、人材交流の仕組み、N P O 法人のデータベース等情報公開、出資型非営利法人の法制度の検討など</p> <p>(3) 企業の社会貢献を促進する プロボノ (法律家や専門家が N P O などにボランティアで協力するなど。)</p>	
<p>【主な意見】</p> <p>○企業、N P O、市民が官にかかわって公共事業、公共サービスを行うというのは、弱者に対するサービスはこれからどうなるのか将来が心配。政府の役割、自治体の役割</p>	P 1 8

<p>がどこにあるのかという議論は必要</p> <p>○政府自身がセーフティネットを含めて、社会保障のシステムをしっかりとやるのが前提で、政府が資金を出すことによって、政府の仕組みでは提供できないサービスをNPOがいろんな事業として提案してやっていく。場合によっては、政府がそれを引き継ぐような事業もあるのではないか。</p> <p>○政府の役割をしっかりと考えた上で、市民NPOなどの市民セクターの部門、企業の部門と三者がバランスを考える。</p> <p>○今、何もない分野、何もない内容、官の受け持っている部分、民間が受け持っている部分とはラップしない部分それが「新しい公共」の内容ではないかと理解している。そこをバックアップする体制ができ始めたように感じる。</p> <p>○地域で市民が抱えているニーズを探り当てることが政府としてできなくなってきたということが、NPOがある程度広がった理由の一つでは。</p> <p>○富山市は、「新しいコミュニケーション」と名付け、地縁や血縁など「縁」のある人たちがずっとつながって、善意の集まりで構築されている、理想的だ。</p> <p>■今後の検討課題について</p> <p>○市民参加のあり方</p> <p>○自治体基本条例</p> <p>○市民と市との日常的な協働（第24条）についての具体的な検討</p>	<p>P 1 9</p> <p>P 2 0</p> <p>P 2 0</p> <p>P 2 1</p> <p>P 2 1</p> <p>P 2 2</p> <p>P 2 3</p>
<p>【提出資料】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「市民協働という自治体プロジェクト」相模女子大学松下啓一教授 2 市民参加推進会議（第3期・全8回開催）のあゆみ 3 今後の検討課題について（坪郷委員長） 4 「新しい公共」推進会議の課題（坪郷委員長） 	

第25回小金井市市民参加推進会議

日 時 平成23年2月4日（金）午後6時00分～午後7時59分

場 所 前原暫定集会施設1階 A会議室

出席委員 7人

委員長 坪 郷 實 委員

副委員長 浅 野 智 彦 委員

委 員 金 子 修 二 委員 持 永 利 之 委員

森 実 邦 明 委員 境 智 子 委員

本 多 龍 雄 委員

欠席委員 須 内 勝 子 委員 山 下 光太郎 委員

石 黒 めぐみ 委員 内 藤 治 誠 委員

上 原 秀 則 委員

事務局職員

長期総合計画等担当部長 伊 藤 茂 男

企画政策課長 天 野 建 司

企画政策課主査 早 坂 嘉 人

企画政策課主事 工 藤 真 矢

傍 聴 者 0人

（午後6時00分開会）

◎坪郷委員長 皆さん、こんばんは。

それでは、第25回市民参加推進会議を始めさせていただきます。本日は、石黒委員、須内委員、山下委員、内藤委員から欠席の連絡が入っております。森実委員から出席がおくれるという連絡をいただいておりますので、ご報告します。上原委員につきましては、本日、公務につき欠席ということになりますので、ご了解いただきたいと思います。委員全員で12名ですが、現在6名です。半数いれば会が成立するということですので、成立しております。あと、森実委員が来られると思います。

それでは、きょうは次第にありますように、いくつか議題を取り上げて議論したいと思えます。最後に、今後の検討課題ということで、次期に引き継ぐことについては、当日の配付になりましたけれども、この次第の後ろに、私が原案を作りまして、浅野副委員長に見ていただいたものを資料としてつけております。これについては、後で皆さんに見ていただいて、ご議論いただければと思います。きょうは最後の会ですので、皆さんそれぞれ一人ずつ、今期の市民参加推進会議の全体を振り返ってみて、皆さん一言ずつご発言いただく時間はとりたいと思っ

ておりますので、後でよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の次第に従って、まず、市民参加条例運用状況等について、議題といたします。初めに、(1)ですが、市民参加のあり方について行います。前回、事務局から小金井市の市民参加条例、それから、米子市の取組について説明がありました。持永委員のほうから和光市の市民参加条例についての資料を提出していただいて、ご議論いただきました。そのときに、米子についてもいくつか質問が出ていました。本日は事務局のほうで事前に資料が出ていますので、これについて、説明を事務局からしていただければと思います。

◎天野企画政策課長 前回、米子市についてのご質問がございましたので、資料の説明とそのご報告をいたします。

米子市の市民参加と協働の取組につきましては、前回提出させていただきました「米子市市民参画推進指針」を基本に、平成19年5月に「米子市市民参画協働推進計画」が策定され、その計画に基づき、市民参画の一層の推進と市民と市民、市民と行政の協働のための環境整備を進めていくというふうにされてございます。

調べてみましたら、米子市につきまして、市民参加条例は不存在でございました。しかしながら、現在、自治基本条例の策定作業に入っており、平成20年4月に、公募市民24人の委員で構成される「米子市民自治基本条例検討委員会」が発足し、平成22年4月までの活動を経て、平成22年4月27日に市長へ条例の素案が提出されたところでございます。

自治基本条例を策定するに当たり、米子市では、市民の皆様からのご意見を参考にした、市民による、市民のための条例づくりと、市民、行政、議会が条例のことを知り、理解し、生かしていき、育てていくことを見据えた条例づくりを目指しているということだそうです。

現在、米子市では、この素案を尊重しつつ、条例づくりの作業を進めていますが、その一環として、7月1日に自治基本条例づくりのための職員研修会が開催されました。その研修会では、講師に検討委員会のアドバイザーを務めました、相模女子大学の松下啓一教授から、米子方式と呼ばれる全国的にも注目される米子市の素案づくりの特徴などについて説明がありました。

お手元の資料をご覧ください。この資料は、米子市のホームページに掲載されています資料であります。

1ページをおめくりいただきますと、下から2段落目あたりに米子市の取組が書かれておりますが、米子市は自治基本条例づくりにおいて、市民P Iを徹底して行い、米子方式と呼ばれております。市民P Iというのは、審議会委員が自分たちだけではなく、他の市民や議会、それから、行政と対話を重ねながら検討していく方式と言われております。

ポイント1としましては、まず、市民代表ではないことを確認するという点です。出発点として、市民会議に集まった市民は、志を持って集まった市民ではあるが、市民代表ではないという点であります。その結果として、自分たちは市民の代表ではないが、できるだけ多くの市民等の意見を聞き、市民等と議論することで、市民の思いを代弁することで案を作っ

ていくということで、みずからが市民代表ではないという弱さを克服しようという試みであります。実際、米子市では、最初の委員会での配付資料で、「皆さんは市民の代表ではありません」というふうに書いてあったそうであります。

ポイント2としましては、市民の目線で考え、行動するということでもあります。このプロジェクトでは何を狙っているのか、どんな議論をしているのかをわかりやすく伝えることが大切であるとしております。

3つ目、ポイント3は、苦手な相手とも議論するということで、議員に対しても、議員を経験している市民、議員であっても市民であるという理由を編み出して、P I（パブリック・インボルブメント）を行ったそうであります。以上が「米子方式」と呼ばれる市民P Iの取組であります。

1ページに戻っていただきまして、おもしろいことが書いてあったので、ちょっとご報告します。市民協働というふうに言われておりまして、私どもの市民参加条例におきましては、市民協働が定義されておりますが、松下教授の見解が述べられているのですけれども、特徴的なのでご紹介いたします。通常、市民協働について、行政と市民と一緒に汗を流すという意味で使われるところなんですけれども、協働には、一緒にやらない協働もあると考え、双方が無関係に公共的な活動を行う場合も、これもともに公共を担っているという意味では協働であるというふうに述べてございます。その見解につきましては、異論もあるところですが、本日、後ほど委員長からもご報告があります、「新しい公共」とも相通ずる部分もあるかと思えます。社会や市民ニーズが多様化、高度化、複雑化している今日、行政だけでは対応できない状況の中、さまざまな主体が公共を担っていかなければならないという点では、これからの行政のあり方も見直ししていかなければならないわけでありまして。そういった意味で、本日、米子のご質問から、そういった取組について、おもしろい取組があったのでご紹介いたしました。以上です。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。

市民参加のあり方については、前回、いろいろな論点を出していただきまして、最後の（4）のところでもまた全体的な見渡しというものを、次期の推進会議に対する申し送りということで議論したいと思えます。今、米子市のケースについて紹介いただきましたので、前回議論しましたけれども、関連しまして、皆さんのほうでまずご発言があれば。どうぞ、持永委員。

◎持永委員 市民参加のいろいろな項目が自治基本条例に入っていくと。それはよくわかりました。ということは、市民参加条例というのは作らないんですかね。なぜ自治基本条例に向かったのか、それがちょっとわかりにくい。そもそも自治基本条例と市民参加条例、全く性格が違うわけですね。多くの自治体は、自治基本条例がまずできるんですよ。それで、大綱、指針というのを角立して行って、市民参加条例とかNPO条例とか、そういうものを今度別個に作っていく、つまり自治基本条例がソフトとすると、アプリケーションという形でいろんな条例ができてきて、完成されるというのが理想だと私は思うんですけれども、自治基本条例という

のは、どうしても大綱、方針、そういうものでとまっちゃって、実際に市民が参加するには非常に不便な条例だと私は思うんですね。だから、せつかくあそこまで検討されたんだったら、どうして市民参加条例を作らなかったのかなと、率直にそう感じます。

この推進会議でも、自治基本条例をやろうというので、第2期のときですか、かなり詰めたんですね。小金井市の場合は市民参加条例が先にできているから、非常にその点では自治基本条例に移行しやすかったんです。これは、自治基本条例が先にできちゃうと、おそらく市民参加条例が大分おくれたんじゃないかなというふうに思うんですけども、米子市の自治基本条例について、まだ煮詰めている段階で、どういうものができるかわかりませんが、この先、松下先生もついているようですから、しっかり見極めて、用いるところは用いる、そういうふうにしていったらいいんじゃないかと、そういうふうに感想を持ちました。

もう一点、最後に説明された、市民参画と協働はイニシアティブをどこがとるかによって違うんだという話ですけども、これは異論があるでしょうけどとおっしゃいましたけれども、もしくは、これが定説になってくると、小金井市の市民参加条例も性格が変わってくるんですね。どうしても市民参加と協働というのがごちゃ混ぜになって小金井の条例はでき上がっているように見えてしょうがないんですよ。むしろ市民参加、パブリックコメントとか、そういったところに重きを置いて、これから先生がお話になる新しい協働のほうの詰めが小金井市の条例の場合はしっかりしていない、そういう印象を受けたんです。ですから、それがイニシアティブをどこがとるか、どうとるかということが定説になってくると、小金井市の参加条例も大きく見直しをしなければならぬんじゃないかなというふうに私は率直に感想を持つんですけど、どうでしょう。

◎坪郷委員長 今の持永委員のご発言、ご意見に対して、関連して何かありますでしょうか。

米子市の場合は、今、素案が出て、検討されているところが現状ですね。

◎天野企画政策課長 はい。

◎坪郷委員長 多くのいろんな自治体のケースがあると思うんですが、自治基本条例を作って、それから市民参加条例を作ったところもありますし、むしろ、市民参加条例を先行して作って、自治基本条例ができたので、改めて市民参加条例との調整をやる場所もあると思うんですね。ですから、小金井市の場合には、市民参加条例が先にできておりますので、次の自治基本条例、これからどうなるかわかりませんが、その議論になったときには当然、今の市民参加条例との調整ということは必要になってくるのではないかと思います。ですから、持永委員が言われたように、自治基本条例という、自治体の憲法と言われるような基本条例がまずあって、その中で基本的にうたわれていることについて、個別条例を体系的に作っていくというのが一つの形だと思うんですが、個別条例をある程度先に作って、それを後でさらに位置づけ直して体系化するという両方のやり方はあり得るんだと思うんですね。

今後、そういう意味では調整が必要でしょうし、市民参加と協働といっても、依然としていろんな議論がありますので、なかなか協働というのも定説という形ではまとまらないんじゃない

いかと思います。最近は行政とNPOの間の協働契約のような議論があって、むしろ、これはNPOの下請化ではないかという批判的な議論も同時にありますので、協働条例を今後どうするかといういろんな見直しが県、あるいは、各自治体で行われているようですので、まだ協働というのは、定説としてなかなか出てこないんじゃないかという印象がありますが。

いかがでしょうか。

◎持永委員 前回のこの委員会で、市民参加は協働とどう違うんだという話が出ましたよね。それに対する回答で出てきたような気がするんです。そうではないですか。

◎坪郷委員長 そうではないと思います。むしろ、米子については質問がいくつか出ていたので、それで調べていただいたということで、今言われたような意味ではないと私は理解しております。

それでは、市民参加のあり方については、またご議論をいただきますので、次の米子市の取組の資料を説明いただいた関連ではよろしいでしょうか。

それでは、(2)に移りたいと思います。前々回の推進会議で事務局より、改めて市民参加の手法について議論をしたいという発言がありまして、前回、パブリック・コメントの運用マニュアルの策定を現在行っていますので、その案についても説明がありました。それについても皆さんから質問が出ておりまして、確認すべき事項としていくつか挙がっていたと思います。本日、前回の続きとして、パブリック・コメント運用マニュアル(案)ですが、それについて、皆さんからご意見をいただきたいと思います。

まずは、前回出てきた確認事項などで、事務局からいくつか調べていただいておりますし、新聞報道で、片山総務大臣の発言もその関係であったと思いますので、そのあたりについて、事務局から説明をいただきたいと思います。

◎天野企画政策課長 前回、市民参加のあり方ということで、第1弾ということで、パブリック・コメントの運用マニュアルということで、皆様のご意見を承りました。そのときの議論の中で、いくつかご質問があったので、それにお答えしつつお話をしたいと思います。

前回の質疑の中で、金銭徴収についてパブリック・コメントの対象にしている事例としてどこかあるのではないかとご質問がございました。ホームページ等で調査した結果、このときに横須賀という話が出たのですが、「横須賀市市民パブリック・コメント手続条例」におきまして、パブリック・コメントの対象事例から、金銭徴収につきましては除かれているということをご報告いたします。ほかのところも調べてみましたが、なかなか金銭徴収ということを対象とする事例につきましては、確認できませんでした。

今、委員長からお話がありましたけれども、最近の新聞報道によりますと、片山総務大臣が10月18日、住民による直接請求制度をめぐり、地方税に関する条例の制定が対象外となっていることについて、「地域主権の流れからすると非常に前時代的だ」と総務省の地方行財政検討会議で述べ、地方自治法改正を検討する考えが表明されたところでございます。地方税条例をめぐっては、現在、名古屋市で10%の市民税減税の恒久化をめぐり、河村たかし市長と

議会が対立しています。河村氏の支援団体が市議会解散を求める直接請求、リコールに踏み切ったところがございますが、法改正されれば、住民が減税条例を直接請求する道が開けることになるという記事があったところがございます。

今後、このような自治法の改正がありますと、パブリック・コメントにも影響があるのかなというふうな思いはございますが、現時点におきましては、そのような事例はございませんでした。以上です。

◎坪郷委員長 パブリック・コメント運用マニュアル（案）に関連して、皆さんからさらにご意見があればお伺いしたいと思いますが、今言われましたように、現在、総務大臣が片山さんにかわってから、地方行財政検討会議で、現行の地方自治法の改正をめぐるいろいろな議論が進んでいるようです。現在、国会に上程されている重要ないくつかの法案があるんですが、まだ可決をされていないですが、議論としては、今、事務局から紹介していただいたように、住民による直接請求の対象として、地方税というものが入らないというのは、地域主権の流れからすると前時代的ではないかという議論も行われているようです。この点も今後議論をしていく論点になるだろうというふうに思っています。

前回もお聞きしましたが、パブリック・コメントに関連しまして、運用マニュアル（案）などについて、皆さんのほうでご意見があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

はい、金子委員。

◎金子委員 意見というより希望という形で聞いていただけるとありがたいと思うんですけども、全体を通して読んだときに、二、三行、非常に全体とトーンが違う行が出てくるんですね。私はそこをもっと突っ込んで説明してもらえると、マニュアルが生きてくるんじゃないかなど。あるいは、「新しい公共」とか、これからの課題につながっていく接点がここから出てくるんじゃないかという感じがしているんです。

具体的に申し上げますと、運用マニュアルの1の項目でいきますと、真ん中ぐらいに、「市の意思決定の説明責任を果たそうとする一連の手續」と書いてありますね。例えば、「市の意思決定の説明責任」、これが言葉でさらっと流されちゃうんですけれども、ここには非常にいろんなことが含まれているんですね。例えば、前回の会議で私が、あまり突っ込んでいけなないと思ひまして、言葉だけで「透明性」と「反映度」という言葉を挙げました。なぜ言葉だけでとめたかという、それを突っ込んでいくと、どうしても昔からいろんな本に出ていたり、議論すると出てくるお役所の「無謬性」の問題だとか、あるいは、「匿名性」と言われる言葉がよく使われますよね。その問題と裏腹になってしまうんですね、私がお願いしようとしている透明性とか反映度ということをつっ込んでいくと。けども、せっかくここで「市の意思決定の説明責任」というような言葉が出ているので、これをもう少し突っ込んで書いていただけると、どこかもう少し有機的な部分が出てきてもいいんじゃないか。マニュアルの性格上、非常に難しいとは思いますが、そういうことでいくつか申し上げました。今の1の項目からその行ですね。

それから、2の項目では、珍しい表現だと思うんですけども、四角い括弧の中に「積極的には発信しない市民のみならず」という言葉が入っているんですね。私に言わせると、こういう有機的な言葉がたくさん出てきてほしいなど。こういう文章では非常にユニークな言葉だと私は受けとめたんですけどね。一つの例として、サイレント・マジョリティじゃなくて、マイノリティのほうの意見を聞く姿勢というのをこういうところを出してもらえると、後段で委員長のお話があると思うんですけども、「新しい公共」というところとの接点が出てくる。これは後の実名主義うんぬん、名前のところとも関係してくるんですけど。

4項目にいきます。3ページの一番上のほうに、非常にあっさり2行書いてあるんですね。これも私流に受けとめると、トーンが違う表現で、この辺はもう少し突っ込んで書いてもらいたいなど。「計画等」がパブリックコメント手続の対象であるかどうか、「政策の担当課が」、非常にさらっと流しちゃうんですね。今ぐらいの時期になってきますと、協働の話というよりもかなり突っ込んだ話になってきていますから、何か縦割り組織じゃなくて横断的な組織、「担当課」と簡単に片づけしないで、横断的な組織を考える時期になってきているんじゃないかな。非常にあっさり片づけられた部分に、非常にいろんな疑問を感じるんです。

それから、5項目めでいきますと、地方自治法、私も新聞記事を見まして、今、委員長のほう、あるいは課長のほうからもご説明いただきました。地方税条例、これが可能になってきますと、ここのマニュアル等との連動ですよ。これは法案が通るかどうかわかりませんが、通った場合に、ここの連動性というのをどういう形でどこまで連動してくるのかということも、ここでは触れていただきたいと思ったんですけども、前段で触れられましたので、それ以上のことはいいと思います。

8番、ここで前回の会議の中でも議論になりましたけれども、ここもあっさり書かれてしまいますと、提出する意見に責任を持っていただくため、ポーンと突き放されますと、何て言うのかな、市民参加を促していくという考え方に立ちますと、このままストレートに聞きづらい部分があるんですね。というのは、匿名、あるいは、年齢は伏せたいとか、いろんな状況というのがあると思うんです。ただ、今、タイガーマスクの話もありますように、名前を名乗らないと、あとのコミュニケーションというのが連続しませんよね。双方向性の話は続かなくなるので、一回限りの話で終わっちゃうと思いますので、そういう意味では、ここで書いてある、きちんと名前を書けというのわかるんですけども、ここでもいい表現があるんです。「障がいをお持ちの方から相談」うんぬんと書いてありますよね。このあたりももう少し、何て言うのかな、障がいの方、あるいは、サイレント・マジョリティの方も言いたくなるような、マイノリティの方も言いたくなるようなマニュアル、内容というのを表現を考えてもらえるとありがたいなど。

◎坪郷委員長 どうもありがとうございました。

◎金子委員 何か有機的な感じのする表現に変えてもらう、あるいは、追加してもらえると、

市民参加を促すのにいいんじゃないかと、そんな感じがします。答えは要らないです。

◎坪郷委員長 関連して、皆さんのほうからいかがでしょうか。

前回出ていたいくつかの意見については、今、金子委員がマニュアルの中の表現も含めてご発言をいただきましたが、前回出ていたのも、中には年齢とか年代については、規則や規定にもありませんので、ここは原則記入ではなくて、ここはいいんじゃないかと、基本的にはなくともいいんじゃないかというのは意見として出ていたと思います。

さらに、匿名については、内容的にいいものについては採用するというとも考えてはどうかという意見も出ておりましたので、このあたりもどういうふうを考えるかということも議論としてはあるかと思えます。

あとは、匿名の場合に採用すべきなのかどうかという判断に悩む場合はもちろんあるだろうと思います。そういう点はどうするかということは、実際上の問題はあるだろうと思います。

はい、どうぞ。

◎金子委員 つい最近出た、庁舎についてのパブコメがありますよね。私ずっと読んでいて、質問もなかなか、提言もなかなか細かく具体的に出ているんですが、答えが、皮肉に聞こえたらまずいんですけど、今までのパブリック・コメントなんかに比べまして、非常に丁寧な答えのされ方なんですよ。私はそんな感じがしました。どこがこれを担当されたのかなと思って見たら、市民検討委員会という名前が出ているんですね。やっぱりこのメンバーの中には市民の方が何人か、あるいは、かなり入っておられるんだろう。ここまで突っ込んだ回答が出てくるのかなと。これなら市民の方も、かなり意見を反映するなと感じて、積極的に参加されるようになるんじゃないかな、大変いい内容だなという感じで見ました。やっぱり1万名のアンケートの後ということもあるんでしょうか、読んで非常に、これならという感じがしました。

◎坪郷委員長 ほかの方、いかがでしょうか。

◎持永委員 私はそんなに違和感ないんですけどね。きちんと決めるところは決めて、行政も責任を持って市民に向かう。市民も自分の発言に責任を持って市に対するという、責任と義務を決めておいたらいいと。匿名にするんだったら、全然別の方法がまたあるんじゃないか。だから、パブリック・コメントという限りは、その辺の信頼関係といいますか、契約というんですか、そういうのが必要ではないだろうか。また、一つの法律的な用語にもなっているんじゃないかと思うし、そんなに神経質にいじらなくていいような気もしますけどね。僕はこのままでいいと思っています。よくここまでやったなと。最初のパブリック・コメントの運用については、最初はひどかったですもんね、大ざっぱであったものがここまで来たんだから、小金井市としてはよくやったというふうに思ったんですけど。

ただ、私も、つけ加えて余計なことを言うかもしれませんが、パブリック・コメントというのは市民参加の最低線なんですよ。ハードルの一番低いところなんです。これは市としてもやりやすいというか、特に物議を醸さない範囲のコメントを求めているんですね、私は、パブリック・コメントの対象となる大きな計画、かなり重いんですよ、一つ一つがね。

こういうものはパブリック・コメントだけで乗り越えちゃいけないんじゃないか。やはりパブリック・コメントを超えるいろんな手法があっただけいいんじゃないか。和光市の参加条例では、1つ以上としているんです。当然、パブリック・コメントは入っているんですけども、それ以外にまだ説明する必要があるぞというふうにして、行政がもう一つ飛び越えなさいというメッセージを条例で送っているんですよね。それで済ましちゃいけないよというのがあって、それは、フォーラムであり説明会であり、いろんなのがありますよね。外へ出て直接皆さんの声を聞く、そういうのも一つ、これだけの事業を作る場合は必要じゃないか。その裁量は行政に任せてもいいんですけども、やはりそこは市民が安心して行政に対しての信頼を得るためには、パブリック・コメントだけで、よし、皆さんの声はもらったよというのは、私はまだ軽いんじゃないかな、甘いんじゃないかなという気がするんですけど。以上です。

◎坪郷委員長 はい。持永委員が言われたように、パブリック・コメントがこれだけ普及をしたのは、この間の新しい動きだと思います。かつてはパブリック・コメントという言葉は一般的には使われなかった言葉だと思うんですが、現在は、基本的には、自治体の場合ですと、計画など重要なテーマについては、基本的に標準装備としてパブリック・コメントは必ず行う。ただし、それは市民参加の一つですので、さらには、それぞれのテーマや政策課題に応じて別の市民参加の手法と組み合わせるようになっていくということがこれから重要になってくると私も思います。パブリック・コメントがこれだけ標準装備として定着したということは、かなり大きく変わったのではないかと思います。

先ほど地方自治法との関係も出てきましたけれども、これからはいろんな事例が出てくるんだろうと思うんですね。市町村、都道府県、それぞれ自治体が自立した発想でいろんなことをやり始めると、法律と条例とが抵触をするということは、明示的にはないだろうと思うんですね。いろんなケースが出てくるであろうと。ここは、国と地方の協議の場であるとか、紛争処理の仕組みなんか現在できていますので、そういう事例も含めて、これからいろんな議論になってくるのではないかと思います。

いかがでしょうか、ほかにはパブリック・コメントに関連しまして。事務局、いいですか。

◎天野企画政策課長 皆さんからご意見をいただきました。それを踏まえて、今後、さらにこれをまとめて、庁内で決定して、パブリック・コメントを行っていくという方向を考えてございます。

まず、金子委員から意見をいただいております。基本的に、マニュアルという性格上、冷たいような雰囲気があるかもしれませんが、その辺はご容赦いただきたいと思います。また別の機会で、市民参加に対する熱い思いだとか、そういったものは対応していきたいと思っております。

それから、2ページ目の「積極的には発言しない市民」、マイノリティ、サイレント・マジョリティの話なんですけれども、条例に現在このように規定されているので、その辺はご容赦いただきたいと思います。

それから、「計画等の担当課が条例の趣旨及び規定に基づいて判断する」というのは非常に

冷たい、もうちょっとという話があって、あと、縦割りの話ではないかというご意見をいただきました。縦割り行政という弊害があるんですけども、一方で、庁内分権という考え方があると思っていて、一つの中央集権的な判断ではなくて、各部署が判断していくという庁内分権の考え方も非常にこれからの行政では大事だと思っています。したがって、こういう表現があるということでご理解をしていただきたいと思います。

匿名性のところなんですけれども、いい意見は採用していくという考え方も理解するところではございますが、やはりパブリック・コメント制度ということで考えると、こういったルールを定めて行うというのは、一つは大事かなと思っています。しかしながら、そういったサイレント・マジョリティの声を吸い上げるという手法は別に行うべきだと思っていて、例えば、第4次基本構想、それから、先ほど話題に出ました庁舎の基本構想策定市民検討委員会、常に市民の方々から、いつでも意見をいただけるという体制をとってまいりました。したがって、パブリック・コメント制度の限界というのは当然あると思います。しかしながら、それを補う市民参加の手法、そういったものを検討して対応していきたいと思っております。

それから、委員長からも言っていたんですけれども、匿名でいい意見、悪い意見というのは、非常に区別がつきにくいですよね。いろんな意見が来ます。全然関係ないようなものもいただきます。それがいい意見なのか、悪い意見なのか、なかなか区別つかないので、結局はどうしていいかわからないわけで、その辺はやはり、制度として区別はつけたいと思っています。

それから、金子委員から、今回の庁舎の市民検討委員会、パブリック・コメントの回答がよかったといただきました。今回の庁舎建設のやり方なんですけど、市民参加の手法を当然とったんですけれども、市民と行政、それから、議会もそうなんですけれども、協働しながらやっています。特に、私ども事務局としましては、市民検討委員会の委員からも最後、「事務局、ありがとうございます」という言葉をいただいたんですが、例えば、正副委員長との事前の打ち合わせを、2時間から3時間行ったりだとか、実際の委員会の本番も、2時間の予定のところを3時間、4時間になったりとか、かなり行政と市民が作り上げてきたという自負があります。パブリック・コメントにおきましても、検討委員会の名前を出している、検討委員会の名前を公募して、コメントを結構出しているんですが、当然、行政も汗をかいています。したがって、皮肉ではなくて、お礼を申し上げたいと思います。

皆さんからの意見をいただいて、よりよいパブリック・コメントを行っていききたいと思います。以上です。

◎坪郷委員長 それでは、以上でパブリック・コメントについては終わりにさせていただきます。

今、事務局から言われたように、これまでの質疑は議事録として残して、事務局でそれを踏まえてさらに検討して、マニュアル策定後、庁内で周知に努めるという形になります。

それでは、次は、(3)「新しい公共」推進会議について、私のほうから、ごく簡単ではあ

りますが、報告をさせていただいて、皆さんから何かご質問等があれば議論いただきたいと思っています。

こちらのほうも当日の資料ですが、1枚、「新しい公共」推進会議の課題ということでレジュメがあります。次いで、括弧書きで資料1、資料2、資料3というのをつけております。この資料を見ていただきながら、それぞれ現状と、どういう論点をこれから議論するのかということについて、お話ができればと思います。

皆さんに全員コピーをしなかったのですが、後で触れますが、推進会議の前に円卓会議というのをやっていたんですが、円卓会議の最後に出された、「新しい公共宣言」というのがありますので、これは回覧いただいたらと思います。そちらのほうも見ていただきまして、資料につけたほうには、宣言の内容は取り込まれていますので、そちらで資料のほうは紹介したいと思います。

まずは、今言いましたように、「新しい公共」円卓会議というのが設けられておりまして、これが現在は「新しい公共」推進会議へと変わったという経過になっています。ざっと経過を振り返ってみますと、②が間違っていますが、①、②、③ですが、①2009年8月の衆議院議員選挙によって政権交代がありまして、民主党が主導する政権が成立しました。その中で、首相になった鳩山さんが、当初から「新しい公共」と「地域主権」という2つのキーワードを掲げて議論をしておりました。所信表明、あるいは、施政方針演説などでもこの2つのキーワードが使われていました。これは現在の菅政権になってからも、この2つのキーワードは継続をしていると思います。この2つは、それぞれ会議が設置をされていますが、ある程度、関連をする議論が必要ではないかというふうに私は考えております。

それで、「新しい公共」については、「新しい公共」円卓会議というものが設置をされました。「地域主権改革」のほうは、先ほど触れましたように、地域主権戦略会議と地方行財政検討会議という2つの会議が設けられて、議論が進められていくところです。地域主権改革では、自治体への財源や権限の移譲という問題が議論になっているところです。「新しい公共」の円卓会議は、鳩山さんが退陣表明をしたその直後に「新しい公共宣言」というのを出して、鳩山さんがいる間に一区切りしたという形になっています。それが6月4日に出た「新しい公共宣言」というものです。

この「新しい公共宣言」の中に書かれていることは、いろんな論点が書かれてはいるんですが、そこでは、「人々の支え合いと活気のある社会」というものが目指すべき社会だという議論が行われていて、「さまざまな当事者の自発的な協働の場」が「新しい公共」ととらえるというふうに書いています。

それで、そういう「新しい公共」を作るためには、従来、官が独占していた領域にNPOを始めとして多様な主体がかかわっていくということで「新しい公共」の議論をしているわけですが、この宣言の中には、国民に対して、企業に対して、政府に対してという、こういう表現が使われて、「新しい公共」を作るために、国民、企業、政府のそれぞれの動きが必要である

と書かれています。

国民に対しては、まずは「新しい公共」の主役は、一人一人の国民であるという議論をしています。ここは、円卓会議の実際の議論の中では、NPOなどの活動を促進するということが議論として行われているんですけども、この宣言では、まずは一人一人の国民というものについての言及が行われているということで、この辺は少し議論、意見があるところだろうと思います。その点は、後で少し触れたいと思います。

それから、円卓会議での特徴の一つは、企業に対して、企業が経済的なリターンだけではなくて、社会的なリターンも行うような役割を果たすべきだということで、企業の社会貢献活動というものを重視しています。企業の経営者や社員にも社会貢献活動を活発にやるべきである。ということで、「新しい公共」の中に企業を位置づけるという議論が行われているということも一つの特徴です。

3番目に、政府に対しては、国民や企業が活発に活動ができるような「新しい公共」のための基盤整備を行うということが政府の役割である。その基盤整備のためには、寄附税制の改革や、そのほか、政府としては予算の中に「新しい公共」関連の事業を組み込んでいくということ政府の課題として挙げています。

さらには、国や自治体とNPOなどの間で現在、「協働事業」などが行われ、NPOに対する委託事業などが広く行われるようになってきているわけですけども、その委託事業についても、いろんな問題点があるので、新たな仕組みも含めて論点整理が必要ではないかということも議論をされています。

そういう「新しい公共宣言」をまとめて円卓会議は終了したわけですが、円卓会議というのは、現在も同じ構造になっているんですけども、「新しい公共」の円卓会議の委員として、NPOや企業の代表者が20名、そして、総理が主催をする会ということで、総理大臣、官房長官、当時は現在の菅首相もメンバーとして入っていました。そのメンバーの一人であった菅さんが次に首相になるということはわかっていましたので、菅総理になっても、この「新しい公共」円卓会議は、何らかの形で継続して議論を進めるということが決まっていました。

しかし、その後、菅首相にかわって以降、参議院選挙と民主党内の代表選などがありましたので、かなりおくれたんですが、10月22日によろやく、「新しい公共」推進会議という後継の会議が設置されました。

これについては、資料1を見ていただきますと、発足のときの趣旨とメンバーの表がこれになります。趣旨のところでは、官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」の推進について、「新しい公共」を支える多様な担い手が検討を行う場として、「新しい公共」推進会議を開催するという趣旨が挙げられています。公共的な財・サービスの提供主体として、市民、NPO、企業というものを積極的に位置づけるということが一つのポイントであろうと思います。

構成員は、同じく20名のメンバーが、後ろにあるメンバーですけれども、これは円卓会議の構成メンバーと比較をしますと、前はわりと企業関係者も多かったんですけれども、今回はNPOやNGOなどで活動しているメンバーがかなり多く入ったというのが構成メンバーの中での違いです。企業からも4名ぐらいでしょうか、メンバーが入っていますので、企業の社会貢献活動についても、引き続き重点として位置づけられています。同時に、内閣総理大臣、官房長官、内閣府の「新しい公共」の特命大臣がいますが、その大臣も参加をする。「新しい公共」の特命大臣は玄葉さんですけれども、民主党の政調会長ということで、メンバーの中には、民主党の主要メンバーが、議員が何人かメンバーとして入っています。そういう意味で、政府の主要なメンバーと、20名の委員で構成される形で「新しい公共」推進会議は議論していくことになります。

さらには、20名の委員がいて、さらに政府関係者もいますので、常時25とか30ぐらいのメンバーがいるわけですね。それを2時間の会議でやりますから、30人が単純にしゃべるだけでも1人当たり3分から5分ぐらいしか発言時間がないわけですね。そうすると、なかなか議論が煮詰められないということがありますので、専門調査会というのを設置して、具体的な制度化については、専門調査会が調査、研究を行って、それを受けて「新しい公共」推進会議で議論するという方法がとられています。

「新しい公共」推進会議というのは、政府の取組に対してフォローをしながら、さまざまな意見や提言を行うという役割になっていまして、予算編成についても「新しい公共」関連の予算が出ていますので、それについての検討をする。それで、現在のところ、「新しい公共」推進会議との関連で成果として挙げられるものとしては、寄附税制の改革という大きな論点があります。これについては、「新しい公共」円卓会議の時代から、既に市民公益税制部会が税制調査会の中に置かれて、議論が進んできました。秋の段階になって、寄附税制の改革が議論として本格的に動き出しました。

結果としては、12月に、平成23年度税制改正大綱というものが決まりました。平成23年度の予算及び予算関連法案の中に組み込まれて、国会に上程されるという形で制度化に進むわけですね。もちろん、現在、予算が審議をされていまして、予算関連法案の2月、3月で議論をされて、最終的に可決をされないと、これは実施されないのですが、大きな方向としては、予算関連法案は通るであろうという予測をしているところですが、国会の状況はまだわかりませんが、ぜひこれは、そこまで確実にやってもらえればというふうに考えているところです。

寄附税制の改革の中身ですが、これはあまり報道されていなくて、新聞の関係の中で、若干の記事は出ていますけれども、あまり大きく記事になっていませんので、あまり知られていない点が多いんですが、従来の寄附税制のところから考えますと、画期的な改革だと言えるのではないかと私は考えております。

その第1の点は、税額控除の制度が導入をされるということです。これは今年度に、例えば

寄附を行った場合に、認定NPO法人に寄附を行うと税額分が控除される。これは寄附金の全額ではありませんけれども、地方税などの分を入れますと、寄附をしたお金の最大50%が税額控除ということで戻ってくるというふうに新しい制度になります。従来は所得控除の方式だったわけですが、これとの選択制になります。今回は税額控除になりますと、例えば、10万円、所得税全体でいくと25%、やはり限度がありますが、10万円寄附をすると、最大で言うと5万円までが税額控除で戻ってくるということで、新しい方式が導入されるということは、大きな点の一つです。

2番目の点は、現在、NPO法人は4万を超えているわけですが、寄附税制が適応されるのは認定NPO法人のみです。認定NPO法人は現在、まだ200を超えていない数字になるうと思いますが、4万以上のうちの200を下回る、非常にわずかな部分ですので、それについても見直しが必要だろうということで、認定NPO法人に認定をする基準として、パブリック・サポート・テスト、PSTという略称で言われている基準が設定されているのですが、それが見直しをされる。

従来は、寄附が5分の1以上であるという条件がありまして、これは事業型、サービスなどを提供しているNPO法人の場合には、事業収入がありますと、このパブリック・サポート・テスト基準を上回することはなかなか難しかったわけですね。そのために見直しを行ったのですが、今回の方式は、3,000円以上の寄附者が100人以上いるNPO法人は認定NPO法人になれる。この基準を導入すれば、かなりのNPOが認定NPO法人になれるのではないかと、いうふうに予測されます。

さらには、自治体が個人住民税の寄附金税額控除の対象として、条例に基づいて独自に指定したNPO法人に対して、やはりパブリック・サポート・テストの要件を求めないということができるようになります。これも自治体が独自に条例でこういうことができるようになるということです。

予算関連法案が通りますと、今年度の寄附から適応される。若干、法整備や制度的な整備が必要な部分については来年度ということになっていますが、その中で重要な点は、1つは仮認定という仕組みを導入しました。これについては、NPO法人が発足した段階では、仮認定という新しい仕組みを行って寄附税制が受けられるようにするという事です。

もう一つは、現在、認定機関は国税庁ですけれども、これからは認定機関は、NPO法人の認証を行っている都道府県が担当するというふうに認定機関の地方移管が行われます。これは、来年度、準備を行ってやるというふうに決められています。

さらに、ブランド・ギビング信託という、これは信託財産にして、毎年、一定額、NPO法人などに寄附をするというような信託をすると、やはり寄附税制の適用になる。これはアメリカで行われている制度ですが、それを日本でも導入できるようにというものも入っています。

こういった一連のものは、従来の寄附税制の中ではかなり画期的なもので、これが広がると、NPOへの寄附集めというものは、従来よりもかなり変わってくるのではないかと、いうことが

予測されます。もちろん、これはNPO法人が、例えば3,000円以上の寄附者を100人以上集めるということ、それぞれのNPOが活動しなければならないですけれども、その活動自体はNPOの活動を広げるきっかけにもなるだろうということで、このあたりはもっと自治体も含めて、いろんな情報がNPO法人に伝わる必要があるんじゃないかと思います。

それで、これについては、資料2の中に、2ページ目、3ページ目というところで寄附税制の見直しについての項目が上がっていますので、そのあたりも参照していただければと思います。

予算関連のことは、少しだけお話をしておきますと、「新しい公共」に関連する予算についても、一覧表ができていまして、これは内閣府の中の「新しい公共」のホームページで資料をダウンロードすることができますが、その「新しい公共」に関連する予算については、原則として3つぐらいの論点が「新しい公共」推進会議で整理しております。ただ、現状としては、まだ「新しい公共」に関連する予算とは言っているんですけれども、既存の事業の寄せ集めに近いものにまだなっている。いくつか特徴的なものが動き始めてはいますけれども、これからこういうチェックが必要であろう。

原則1は、資金面、活動面からも自立を促すような基盤整備が必要である。2番目は、多様な担い手が参画できるような仕組みが必要である。3番目の論点が重要なんですが、NPOを初めとした「新しい公共」の担い手側からの企画や提案を生かしたような事業する。これは中央官庁でいろいろ特定の事業をあらかじめ設定するよりも、地域で活動しているNPOなどの団体が具体的な企画、提案を行って、それを予算に使えるというような方向で運用していくという議論をまとめたところです。

3枚目の資料3というのが今後の検討事項ということで、1月に第4回目の推進会議を行いました。そこで議論をしている主な論点です。ここは、括弧書きのところですが、資料3を見ていただきながら、ざっと、どういう課題として今、整理したのかということ、ごく簡単に見ていきたいと思います。

まず第1は、今、お話をしましたけれども、「新しい公共」関係予算についての政策の企画、立案、実施、評価というものをこれからしっかりやっていく必要があるだろう。それから、市民公益税制の大きな改革を行ったわけですけれども、それがすべて実施をされ、実現していくように、やはり引き続き活動していく必要があるということで、第4回では、この新しい市民公益税制についての改正が早期に実現するように、声明を出したところです。

2番目から具体的なテーマになるんですけれども、「新しい公共」と行政の関係のあり方ということで、「活私豊公」社会というのは、「新しい公共」担当の玄葉さんが言っている言葉がここで使われているんですけれども、それを推進する活動基盤の整備ということで、ある意味で言うと、NPOなどの活動を促進するような基盤整備という、新たな制度化が必要であるというのが課題になります。これについては、かなりいろいろな課題がありまして、1つは、「新しい公共」と行政の関係のあり方ということで、先ほども触れましたけれども、1つは、

3番目の黒ポツのところですが、「市民セクター等と行政との公契約・協約等のあり方」ということで、ここが現在の「協働事業」だとか「協働契約」という形で、国や自治体とNPOとかが契約を結んで委託事業などを行っている例があるんですが、その点、いろいろと問題点が出てきていて、先ほど言いましたように、NPOの下請化になっているのではないかという議論もありますので、ここは市民セクターと行政との対等性をどう確保するのか、NPOの自立性を確保できるような形での新しい制度化ができないかということで議論をしているところです。

さらには、NPOと自治体とのあり方での人材交流の仕組みが必要ではないか。これは現在、国などと企業との間には人材交流のシステムが既にあるんですけども、国や自治体とNPOとの間の人材交流の法制度はありませんので、何らかの制度化が必要じゃないかということも挙がっています。

さらには、行政施設を地域に開くということで、地域活性化を図るとか、いろんな論点が挙がっておりますが、これからこれを、先ほど言ったような専門調査会やワーキンググループなどで議論していくということになります。

その次の「活私豊公」社会を推進する活動基盤の整備のところでは、寄附税制の改革とも関係があるんですけども、NPOの情報公開を市民に対して行えるような仕組みをできるだけ基盤整備として行うということで、情報開示、発信基盤のあり方についての検討を行っています。これについては、ワーキンググループがあります。現在、例えば内閣府にNPOポータルサイトというのがあって、NPO法人の情報がまとめられているんですが、インターネットで情報を見ることがまだできない状態になっています。これをある程度、内閣府や都道府県でNPO法人の基礎データがありますが、それがインターネットでも自由に閲覧できるようなシステムにできないかというのを検討しているところです。

同時に、NPO側では、日本NPOセンターがNPO法人データベースということで、「NPOひろば」というNPOの情報発信のホームページを持っています。ここを見ると、どういうNPOがあって、どういう活動をしているのかという基本情報が全部見れるわけですが、NPO側でもそういうデータベースがある。ただ、NPOの会計情報が掲載されているところもあれば、会計情報は掲載されていないところもありますので、そういう標準的なNPOのデータベースというものを作る動きをしてはどうかという議論になっています。これも単一のものにするといいよりも、いろんな特徴を持ったデータベースが、ある意味では、並存もする。その中で、基本情報についての整理を行ってはどうかという議論になっています。

さらには、「新しい公共」を支える新しい法人制度のあり方についても議論が行われています。これは、現在、NPO法人は出資を集めることはできないんですね。寄附は受けられますし、事業を行うことはできるんですけども、出資を行うことはできないということで、出資型の非営利法人の制度が必要です。これは円卓会議から議論されています。さらには、NPOバンクのような、現在、NPOバンクというのはNPOに融資を行う仕組みなんですが、現在

は金融システムとしてその位置づけが行われていないので、貸し金業法の規定を使っていますが、非営利金融法人という新しい概念がようやく昨年6月にできました。非営利の金融法人の法制度も必要だとことで、そういう新しい法人制度の検討も行われているところです。

3にありますところは、企業です。企業についても、いろんな論点が挙がっていますが、最近の議論では、1つは、プロボノという略称をしているんですが、例えば、法律家であるとか専門家がNPOなどにボランティアで協力をする。ですから、法律の観点から、あるいは、会計士の場合ですと会計上の観点から、いろんなボランティア活動をしてNPOに協力する。そういう活動を広げてはどうか。NPOは弁護士を雇う資金ももちろんないわけですから、それを進めるのが一つですし、企業のいろんなノウハウを持った人たちが、もっとNPOに協力をして活動を広げていくことが必要ではないかという議論もあります。

そのほかいろいろ挙がっておりますが、時間の関係で省略をします。

さらには、裏側のほうにいきまして、菅総理の施政方針演説などで、「一人ひとりを包摂する社会」という議論があります。これは現在、社会的な格差が広がっていて、貧困の問題とかいろいろな問題が起こってしまっていて、ホームレス問題や派遣切りということで、この間いろいろ問題になっているところですが、その点についても、パーソナルサポートの仕組みというのが現在、実験的にモデル事業として行われています。これは失業している人に対して、職業訓練と生活全般にわたりいろんな相談活動を組み合わせて、就職につなげていくという事業。その事業を行うに当たっては、NPOなどの団体が協力することが必要だということで、現在直面している社会的格差や貧困問題についても、「新しい公共」の議論は重要ではないかという議論を行っているところです。

長くなりましたので、このあたりにしたいと思いますが、まとめとしては、今回の寄附税制の改革案は非常に画期的なものであらうと思います。これが10年、20年たつと、NPOの活動自体も大きく変わる可能性を持った改革であらうと思います。先ほど言いましたように、新しい出資型の非営利法人制度などを含めて、市民セクターの強化のための基盤整備というのが重要であらうと思います。さらには、企業の社会貢献活動を促進するというのも大きな課題としてあるかと思っています。これは従来の企業の行動意識を変えるものになるという可能性もあるのではないかという議論もあります。

私の話は以上ですので、かなり簡単な紹介で進みましたのでわかりにくい点もあるかと思いますが、資料等も見ていただければということで、少し質問等があれば、いくつかお答えできる範囲でというふうには考えております。

いかがでしょうか。どうぞ。

◎持永委員 「新しい公共」という言葉、新しい言葉と理解するのか、言い古された言葉と理解するのか戸惑っているんですが、そもそもこの「新しい公共」と言い出したのは、1982年だそうです。第2臨調、小泉さんのときですよ。そのときに、「小さな政府」、それから、「国から地方へ」「官から民へ」、そういうスローガンのもとに「新しい公共」と言い出した

んですね。それで、それがどういう流れで鳩山に来て、菅に来たのか。全くつながっているのか、途中で切れているのか。いつも「新しい公共」「新しい公共」、じゃあ、次の政権がまた「新しい公共」を作るのですかね。ちょっとまゆつば的な、民主党のマニフェスト的に聞こえます。というのは、予算が通るか通らないかという話なんですけれども、例えば、通ったとしても実施できるかなと非常に心配するんですね。

なぜ心配するかというと、企業、NPO、あるいは、市民、その人たちが官にかわって公共事業、公共のサービスを行う。企業は利益にならないような仕事はやりません。それから、NPOは国が自由に作れないんですよ、自治体も。個人が気がつかなければ何も生まれないんです。そういうところでどう予算を使っていくのか、わかりません。

そもそも「新しい公共」、公共のあり方といって協働とかいろいろ出ていますが、要するに、行政の肩がわりですよ。行政の肩がわりを国民に強いるわけですよ。強いると言い方はまずいかな。積極的に参加する人もいるでしょうけれども、それは少ない。じゃあ、どうやって今まで行政が払ってきた、弱者に対するサービスはこれからどうなるんだろう。民がやることはいいことだ、官が引き上げることはいいことだというふうになっちゃうと、この流れがちょっと将来、心配なんですね。

憲法を変えなきゃならないんです。憲法の第25条、26条、27条、28条、これは国民の権利ですよ。菅さんが「最小不幸」だなんて言っているけれども、現実に生活できない人がいるわけですよ。その人たちに、果たしてこういう「官から民」「新しい公共」が手が差し伸べられるのかどうか、そこら辺の心配があるわけです。制度としてはいいでしょう。だけど、動き出すかどうかというのは、人の問題なんです。信頼できる人が信頼に足る仕事をすれば応援しますけれども、NPOだって独立ですから、これを作るわけにいかない。自分たちで作るしかない。それをお願いするというか、その人たちの活動を見守るしかない。企業もできない、NPOもできない、個人もできない。市民の権利です。生活権ですからね。生活権、環境権、教育権、そういう権利は弱者にとってはどこも応援してくれないという事態になっていくんじゃないかというすごい心配なんですよ。

だから、先生が参加しているこの「新しい公共」の推進会議や円卓会議もいいですけども、どうも僕にはまゆつばにしか見えない。批判しているんじゃないんですよ。これがどの政権にかわっても、どうも利用されるというか、どこかにごまかしがあるような気がしてしょうがないんですよ。だから、その点、先生、会合に参加されて、大臣たちが来ているんですから、それは政府をサポートするというのも大事でしょうけれども、真っ向から市民の目線で、この「新しい公共」をとらえていただきたいなど。こうすればみんな従うだろうというのはとんでもないことですよ、と思うんですけどね。

◎坪郷委員長 持永委員がおっしゃるとおりだと思うんですね。議論の方向としては、政府自体がセーフティネットも含めて、社会保障のシステムをしっかりとやるというのが前提だと思うんですね。むしろ必要なのは、従来、政府がやってきたことだけでは、例えば、ホームレスの

問題について、政府は何ら対応ができない状態なんですね。そのホームレス問題については、NPOで活動し始めた、東京にも横浜にもありますが、大阪にも、いろいろNPOが出てきているわけです。そうすると、NPOのノウハウを使わないと政府はホームレス支援というのはいけないという問題があったと思うんですね。一例ですが、わかものパーソナルサポートがモデル事業として行われているんですが、それは政府が資金を出すことによって、地域単位でNPOが協力をしてサポートする仕組みを作ろうという動きなんですね。政府の役割は、そういう形で制度化してしっかりやるというのが前提だと思うんですね。社会保障のシステムというのを基本的にしっかりやった上で、その上で、従来の政府の仕組みでは提供できないサービスをNPOが提案してやっていく。その中で、場合によっては、政府がそれを引き継ぐような事業もあるのではないかなと思うんですね。ですから、議論自体は自民党政権の時代から、この「新しい公共」の議論はあったわけですが、自民党政権時代には、行政改革の流れで基本的には行われているわけですね。その行政改革の流れの場合も、現在の国と地方の財政赤字の問題が、過去は800兆とっていたのが今は1,000兆近く財政赤字になってきているわけですが、これは世界で一番大きい額なわけです。そうなりますと、従来の行政が行ってきた事業を大胆に見直し、行政改革を通じて、「事業の仕分け」をしていくということがもう一つ必要だと思います。

ただ、それをやると同時に、「新しい公共」推進会議がそうだと思いますけれども、市民の視点から見て、自治体や政府の役割がどこにあるのか。政府や自治体が何をやるので、じゃあ、NPOはこういう活動が提供できる。あるいは、企業はこういう形で協力できる。やはり政府の部門と市民NPOなどの市民セクターの部門、企業の部門と三者がバランスを考えないと、官から民へ、あるいは、規制緩和ということで議論は進まないだろうという議論をしてはいるんですね。むしろ、政府の役割をしっかりと考えた上で「新しい公共」の議論をしないと、官から民へという議論でやったのではだめだというのは、方向としては一番重要な論点だというふうには私も思ってやっております。

その点が推進会議のメンバーで共有されているかということ、まだそこまでは行っていないだろうとは思っています。寄附税制の改革を通じて、ある程度その議論の一端は出てきたのではないかなとは思っています。これからの議論がますます重要になると思います。民主党政権については今日は議論しません。

◎持永委員 事業仕分けを見てもよくわかりますよ、官から民という話がね。青写真を描いてもらっても信頼できないということが、国民にとっては最高の不幸だと思うんですね。ということは、庶民を守るという立場から見るとね。官から民へ、これが移行できるものは移行しちゃえ。じゃあ、警察も株式会社にしちゃえ、軍隊も株式会社にしちゃえ、税務署も株式会社にしちゃえというふうな暴論が出ないとも限らない。そうすると、どこに法的な限界を設けるのかということも論議は必要だと思うんですね。

◎坪郷委員長 まさしく政府の役割、自治体の役割がどこにあるのかという議論を基本的にし

ながらやらないとというふうには思います。

金子委員、どうぞ。

◎金子委員 私はこういうふうを考えているんです。文字どおり「新しい公共」、今は存在しない部分なんです。あるいは、今、全国で小さいところで部分的にNPOや何かで実際にはやられているかもしれないけれども、国全体として、あるいは、自治体全体としてとらえられていないことというのはたくさんあると思うんです。「官から民」という話では全然ない。極論を言うと、今、何もない分野、何もない内容、それが「新しい公共」の内容だと私は理解しています。だから、「新しい公共」の分野と官、今の官の請け持っている部分、あるいは、民間で請け持っている、これはラップしない。接点的に画するところはあるかもしれませんが、ラップしない。全く新たな内容、こういうふう理解しています。

それを今までは全国いろんな形でやっている部分があるんですけど、まとめるところがない、あるいは、そういうものを育てようとする機関がない、特に国家レベルにない。そういうものについて、やっとここで柱が1本立とうとしているのかな。NPOをやっていて、こういう問題があったときにどこへ相談を持っていったらいいのか、そういう場所がなかったんです。やっといろんな面で、国というのが手をつけ出したな、そのバックアップ体制をとり始めたなどというふうには私は感じているんです。

◎坪郷委員長 1つは、国の政府で言うと、中央省庁が今までいろんな事業をやってきたわけですが、それが地域の市民のニーズに合わなくなっている、あるいは、地域で市民が抱えているニーズを探り当てることが国の政府としてできなくなっているというところが、NPOがある程度広がった理由の一つだと思うんですね。ですから、その点をどう生かすのかというのが一番重要な論点だろうと思います。

ただ、政府や自治体がいっぱい資金、委託事業であるとか補助金という流れもあるんですけど、それが出ればうまくいくかということ、そうではないところが今の難しいところだと思うんですね。委託事業や補助金によってNPOが損なわれることが、従来のNPOが活動していたものがむしろ変質してしまったり、損なわれる場合もあり得るので、そうならないようにするための仕組みを考えないといけないので、そこはなかなか難しいところだと思います。そこはNPO活動をやっておられる方は、日々直面されていることだろうと思うんです。

◎持永委員 富山市は非常にその辺がうまくいっているんです。市民の皆さんの善意というのが細かいところまで携わっているんです。富山市では「新しいコミュニケーション」と名づけて、地縁とか血縁とか「縁」のある人たちがずっとつながって、おばあちゃんと孫とか、子供と年寄りとか、そういうのが混ざって非常にうまくいっている市なんですね。そういうのが、別に上からお金が欲しいというのではなくて、やんなきゃならないという、やってあげようという善意の集まりでもって構築されている、いわゆるボランティアなんです、NPOなんです。そういう姿が理想的であって、絵に描いたもちがどういうふうに、慎重に取りかかっているか、いやいやいけないなと僕は思うんですね。

◎金子委員 1つだけいいですか。

◎坪郷委員長 はい。

◎金子委員 きノウ、鳩山さんがリーダーになって第1回目を開催したというのは、何という会ですか。

◎坪郷委員長 きノウですか。あれは民主党の中に「新しい公共」推進本部でしたかね、民主党の党サイドの一つ、サポーターを作るということで、作ったようですね。ちょっとどういう議論が行われるかというのはこれからだと思うので、十分私も把握していませんが。

そろそろ時間になりましたので、一応、このところは区切らせていただきます。持永委員や金子委員からもご意見をいただきましたので、こういう自治体とか地域レベルで活動している方の意見をどう推進会議で反映させるかというのが一番考えていることですので、またいろんな機会を通じて、いただいた意見はまとめて伝えたいというふうに思っております。ありがとうございました。

以上で(3)は終わりました、(4)のその他のところで、今後の検討課題にいきたいと思います。次期推進会議で引き続き検討していただきたい事項について、申し送り事項の確認ということが必要であろうと思います。それで、市民参加のあり方ということで、この間、何回か議論を進めてきました。事務局からも体系的に引き続き議論を深めたいということの希望もあります。それで、皆さんのこれまでの議論を踏まえまして、今後の検討課題についての論点メモという形で、次第の次のページですが、当日資料を作成しました。これは事前に本当はお送りすることができて、もっと早く皆さんにお渡しできればよかったんですが、当日資料になって申し訳ございません。

主な点を、概略しか書いておりませんが、第3期では、市民参加のあり方については、主な論点で(1)としては、青年層(若者)の市民参加を進めるための具体的方策として、「大学との連携の可能性」「青年層の参加を進めるために、仲介役となるNPO等が重要な役割を果たす」「市の若手職員の役割も重要である」などの議論、意見があった。

(2)の活動拠点については、市民協働支援センター準備室の活動について議論しました。

(3)市民参加のあり方に関しては、①として、第四次基本構想・前期計画の策定については、ここで挙げているような多様な手法が実施をされたという実例が小金井市の中でもありません。②テーマや政策課題ごとに、適合的な市民参加の手法を組み合わせる選択、実施をすることが必要であろう。③としては、市民参加の多様な手法を市民参加条例などにリスト化をすることが必要ではないかというご意見もありました。④市民アンケートに関して、市民からの手続きの整備が必要であるというご意見もありました。⑤が公募市民などによる市民会議方式、これは三鷹市、武蔵野市など多くの自治体で行われている例ですが、参加の実感を高めるにはこういうものも必要ではないかというご意見がありました。⑥としては、職員の市民参加に関する意識ということについても、調査も含めて、この論点も重要であろうというご意見がありました。

皆さんのほうからいろいろ参考資料も出していただきましたので、市民参加の多様な手法ということで、一応、一覧として、できるだけ挙げてみました。この中でも小金井市で既に行われていて、実施したものについては、括弧書きで若干挙げました。こういうものを受けて、今後の検討課題としまして、1として、市民参加のあり方。2としては、議題として挙がっていましたが、十分議論できなかつたものは、自治体基本条例、あるいは、自治基本条例に関してということで、2点、私のほうからは検討課題として申し送りとして挙げましたが、皆さんのほうで、さらに追加も含めて、この大きな1のところでも、表現等でも、若干、皆さんのご意見があれば組み込んで、最終案にしたいと考えておりますので、ちょっと時間が少なくなっておりますが、皆さんそれぞれ手短かに、ご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

◎持永委員 1つお願いしたいことがあるんですが、参加条例の第7章、24条の1、2、3で、「市民と市の日常的な協働」、これを具体的にもうちょっと煮詰めていただければなと思います。

◎坪郷委員長 これは検討課題の3として挙げるということですか。

◎持永委員 ええ。

◎坪郷委員長 わかりました。

◎持永委員 これは全くやってないんですよ。

◎坪郷委員長 ほかにはいかがでしょうか。

それでは、よろしいでしょうか。申し送り事項として、先ほど持永委員が言われた、表現は条文どおりにしますが、「市民と市の日常的な協働」について、その課題を3として挙げまして、3つの検討課題を申し送りということにいたしたいと思います。

◎持永委員 お願いいたします。

◎坪郷委員長 これで今期の委員の審議は終了ということになりますが、先ほども言いましたように、今日は最後ということでございますので、推進会議の委員として皆様に一言ずつご発言をいただきたいと思います。2年弱、8回会議を開催いたしました、委員として最後に発言をしておきたいということがございましたら、順番に一言ずつお願いできればというふうに思います。

それでは、浅野副委員長からお願いします。

◎浅野委員 勉強しながら、ついていくのが精いっぱいという感じだったので、今回得たことを今後の生活で生かしていければなと思っています。研究者としては、若者の実態を把握するという観点からすると、若い世代の人たちのことを言ってきたんですけども、今回、地方自治体という文脈の中で、若者に参加を働きかけるためにはどうしたらいいかということのを改めて考える機会を与えられて、その点、すごく自分自身にとって勉強になったなと思っています。ありがとうございました。

◎坪郷委員長 金子委員、どうぞ。

◎金子委員 勉強しなくていい人間が8回にわたって、お金までもらって勉強させてもらって、

特に事務局の方、この会の趣旨とすることに何かお役に立ったかな、何も立っていない、自分だけ勉強させてもらってよかったなという感じだけなんですけれども、大変申し訳なく思っています。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。持永委員。

◎持永委員 早く終わってしまったなという感じがしないでもないですが、事務局の方に、最後にぜひ注文なんですけれども、もう一回議事録に残された、委員からのいろいろな提案や、他の自治体の例や手法が、忘れ去られていくと非常に惜しいなと思うんですよ。だから、これは用いていい手法である、意見である。これはやらないほうがいいのか、市は、復習をぜひやっていただいて、同じことがこれから集まるでありますよう推進会議の方が同じようなことを言って時間をむだにしないように、ぜひとも行政の方は流れを理解していただいて、この会を運営していただきたいなというふうに思います。

いろんなことを申し上げて、不愉快な思いをさせてしまったこともあるかと思いますが、真剣の弾みでございますので、どうぞお許し願いたいと思います。ありがとうございました。

◎坪郷委員長 ありがとうございました。では、森実委員。

◎森実委員 意見を言わない市民という層に、どうやって意見を引き出すかということ、1つは、浅野先生なんかやっている若い人の意見もそうだと思いますし、それをすごく考えさせられるテーマだと思うんですね。一方では、市民を大きく分類しだしたらきりがないので、大きく2つに分けるとすると、浅野先生のいろいろご発言いただいた若い人というのは、最後はネットに結びつくんじゃないかなという気がします。そういう意味で見えていくと、私も委員になったんで初めて勉強させていただいたんですけれども、市の今のホームページは、必ずしもあまり見やすくはない。見にくいという意見が市民の中には多いです。私もこの委員になって初めて見出しましたけれども、あまりに広範囲過ぎるんで、例えば、意見を言わない市民が言えるためのホームページかということ、必ずしもそうではない。一方で、ネットに全然なじまない、典型的に言うと、年寄り層というんですか、年配者はなかなかメールで出せとかいっても、なかなかなじまない人がいる。それはまた違う意見の集約の仕方があるんじゃないか、そういうのを坪郷先生に言わせると、複合的なというか、多面的なと言ったらいいんでしょうか、だから、なかなか11万人の市民の意見を、過去のあるところを吸収するというのは、なかなか難しい。しかも、市民側から見れば、よく集めてくれたねという何らかの満足感がないと、市全体として集約できないなという印象を持っております。勉強させていただいて、本当にありがとうございました。

◎坪郷委員長 境委員。

◎境委員 簡単に考えてここに参加させていただいて、勉強になったんですが、勉強不足でのごく反省させられました。皆さんの意見についていくことに精いっぱい、まことに申し訳ありませんでした。ありがとうございました。

◎坪郷委員長 本多委員。

◎本多委員 委員の皆さんから貴重なご意見をいただきました。私は一応、行政側から出ていましたので、こちらの方から、アナウンスしているのは市報やホームページとかだけなので、行政側からも一定アクションを起こさなければいけないのかなという思いです。昔は職員は市内の在住者が多かったが、40年代後半から、やはり採用試験に全国から応募者が来て、また、今ではインターネットで応募もできますので、競争試験に受ければ採用されますので、市外からの職員が多くなっています。そうしますとまた、行政というのは、職員は市内全域をエリアとしていますので、我が町という意識が薄いのかなという感じです。そういった意味では、職員が地域に入っていかなきゃいけないのかなというところですね。小金井市には10町がありますので、職員に採用されたときに一定、職員を割り振って、そこに住んでいると想定して、町会、自治会とか自主防災会、消防団とかいろいろありますので、そのコミュニティに入っていき、意見を聴いて、実際、顔が見える行政というのを打って出るというか。そうするとまた、職員間同士でも、お互いに競争ができて、自分の町をよくしよう、我が町という意識も出てくるのかなと思います。いざ災害が起きたときにも、そのチームを固定して、小中学校が避難所になれば、その運営もその地域の人と一緒に運営していくことができるので、急遽何か起きたときに職員が何人か行くかといっても、なかなか連携がとれないと思うので、今回、こういう市民参加推進会議で皆さんの意見をお聞きしました。ちょっと行政側からそういったものを考えないといけないのかなという思いです。大変勉強になりました。

◎坪郷委員長 ありがとうございます。事務局からはいいですか。

皆さんのご協力で2年間、何とかここまでたどり着けました。事務局からいろんなサポートをいただき、どうもありがとうございました。私もこういう機会で皆さんのいろんなご意見をお伺いできたということ、これからの活動に非常に有益なことだと思います。特に、若者の市民参加というのはなかなか難しい問題で、今回議論をしたことを一つきっかけに、またさらにこの議論を継続できればと私も思っております。皆さんともいろんな議論をする機会がさらにあればと期待しておりますので、今日は終わりではなくて、またこれからもよろしくお願ひしたいと思います。どうもいろいろとありがとうございました。

以上で、本日の議題はすべて終了しました。これで閉会いたします。皆さんどうもお疲れさまでした。

(午後7時59分閉会)

市民協働という自治体プロジェクト

市民との協働のパワーを束ねて、大きなエネルギーとして、持続可能な新たな社会をつくっていくというのが市民協働の意味するところである。こうした新しい社会づくりは、一定の豊かさを實現し、市民の層が厚い日本でなければできないことである。それを地域からやっていくというのが、市民協働という自治体プロジェクトである。

市民協働の意味すること

(1) 市民協働とは何か

——一緒に汗を流すこと？

一般に市民協働というと、行政と市民が一緒に汗を流すという意味で使われる。確かに、その出自からいっても（もとは「市民活動支援」といっていた）、よく理解できるころであるが、逆に、市民協働をこのように狭く考えることで、問題の本質を見失ってしまう。

市民協働の本質は、市民参加との違いを考えるとよくわかる。

両者の違いは、誰がイニシアティブをとるかである。市民参加は、もっぱら行政がイニシアティブを取り、そこに市民が加わることをいう。こ

れに対して、市民協働とは、市民（自治会・地域団体、NPOも含む）も公共主体になるという考え方で、市民自身がイニシアティブをとって、行政とは対等の立場で、政策づくりや実施等にかかわることをいう。協働をあえて定義すると、「市民も対等な公共主体として位置づける」ということになる。

そこから、協働には、「一緒にやらない協働」もあると考えている。行政と市民が、一緒に汗を流す場合もあるが、双方が無関係に公共的な活動を行う場合も、これとともに公共を担っているという意味で協働である。この点については、『市民協働の考え方・つくり方』（萌書房）に詳しく書いたので、こちらを読んでほしい。

(2) 市民協働の社会的意義

——新しい社会をつくるエネルギー

市民協働には、さまざまな意義・波及効果があるが、市民協働という考え方は、新しい社会をつくるエネルギーになる。

明治維新以来、長く続いてきた要求・対立型という行動形式は、最低保障が十分でなく、右肩上がりの時代には、行政と市民のぶつかり合いが、成長の原動力となった。市民の要求に対して、政府が一生懸命応えていくなかで、豊かな社会が實現されてきたのである。

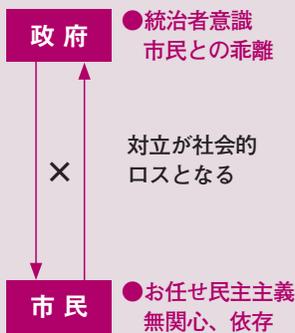
ところが、成熟時代になると、こうした要求・対立型行動形式は、むしろ社会的ロスになる。市民協働とは、要するに、これまでお役所任せであった市民が、公共的なことにか



相模女子大学教授
松下啓一
Kaichi Mathusita

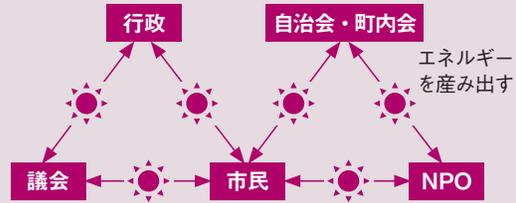
1951年生まれ。相模女子大学教授。ひらかた市民活動支援センター理事。現代自治体論（まちづくり、NPO・協働論、政策法務）。横浜市職員（26年間勤務）、総務・環境・都市計画・経済・水道などの各部局で調査・企画を担当。市民と協働で行ったリサイクル条例策定の経験が、公共主体としてのNPOへの関心につながる。著書に『市民協働の考え方・つくり方』『自治基本条例のつくり方』『協働社会をつくる条例』『新しい公共と自治体』『市民活動のため自治体入門』『政策法務のレッスン』など。

図 要求・対立型の行動形式



かわり、そこで新しい世界を知ること、そこでの発見や行動をパワーとする考え方である。同時に、行政、議会も市民のために存在しているという基本に戻り、市民との協働をパワーとするということでもある。こうしたパワーを束ねて、大きなエネルギーとして、持続可能な新たな社会をつくっていくというのが市民協働の意味するところである。こうした新しい社会づくりは、一

図 市民協働型の行動形式



定の豊かさを実現し、市民の層が厚い日本でないならばできないことである。それを地域からやっつけるというのが、市民協働という自治体プロ

市民協働プロジェクトのポイント

ジェクトである。

このプロジェクトは、長い間続いてきた従来型のシステムを変更するものである。そう簡単には進まない。机上で考えるだけではだめで、市民、行政（長、職員）、議会（議員）のそれぞれが、現場で当事者として、実践していくしかない。自身の体験から気がついた点をまとめてみよう。

(1) プロジェクト運営の基本

このプロジェクトでは、自治の関係者が、その持てる力を存分に発揮して、そこから新たなエネルギーが生まれてくるように制度設計・運営

していくべきである。

①もっとも大事な点は、市民（地域団体、NPOも含め）が、自立（自律）し、他の市民や行政等との協力、連帯しながら、公共的なことにかかわることがエネルギーになるように、仕組みをつくり、運営していくことである。

②行政も、その持てる能力・資源を市民の幸せ実現のために発揮できるように、既存の仕事を見直していくことである。行政の動きが見えると、市民は元気になる。

③議会（議員）は、市民にその役割を再確認してもらえるように、新たな努力が必要である。行うべきは市民との対話で、そこから新しいエネルギーが生まれてくる。市民協働プロジェクトでは、これらが総和し、相乗効果を発揮して、大きなエネルギーになるように制度設計し、運営していくことである。

(2) 自治基本条例というプロジェクト
市民協働プロジェクトの典型例は、自治基本条例づくりである。自治基本条例は、すでに200近くの自治体で制定されているが、近年では、市民協働でつくるのが一般的になっている。

その嚆矢となったのが、東京都多摩市の自治基本条例で（01年1月）

02年6月）、ここでは検討委員全員（63名）が公募で、この市民が市民会議を結成し、市長とのパートナーシップ協定を締結して、市民提言案をつくっていった。

神奈川県大和市の自治基本条例では、これを発展させ、市民会議は、市民PI（パブリックインボルブメント）という手法を開発して、案をつくっている。市民PIとは、自分たちだけではなく、他の市民や議会、行政とも対話を重ねながら検討していく方式である。大和市では、計63回、のべ1462人との対話を

行っている（02年10月～04年5月）。さらに徹底した市民PIを行ったのが、千葉県流山市の自治基本条例づくりである。38名の公募委員が、駅前での早朝のニュース配付等のPR活動も含め、124回、のべ3400名の市民等との対話を行い、7000件の意見をふまえて、条例の市民原案を作成、市長に提出している（04年10月～07年9月）。

市民協働プロジェクトのポイント

——鳥取県米子市の取り組みから

これら取り組みをさらに発展させたのが米子市である。米子市の取り組みから、市民協働プロジェクトの

ポイントを考えてみよう。

① 市民代表ではないことを確認する

米子市の自治基本条例づくりは、24名の公募市民による「米子市自治基本条例検討委員会」が行っている。公募市民で構成される市民会議が最初につかるのは、行政との対等性である。対等性を追求すればするほど、自らの自立性（自律性）が求められるが、それをどうやって実現するかが問われることになる。

この議論の出発点となるのが、市民会議に集まった市民は、志を持って集まった市民ではあるが、市民代表ではないという点である。一般の市民から見れば、彼らは「好きで」集まった人たちにすぎず、自らが選んだ代表ではない（市民会議と市長がパートナーシップ協定を結ぶことがあるが、これも市長との約束で、一般の市民には対抗力がない）。提言ができあがって、一般市民に対して説明するときに、市民から、「私はあなたを信託した覚えがない」と言われたときに、どう答えるのかという切実な問題でもある。

その答えのひとつが、先に見た市民PIである。たしかに、自分たちは市民代表ではないが、できるだけ多くの市民等の意見を聞き、市民等と議論することで、市民等の思いを

特集
「自治体プロジェクト」の
現場は今

代弁することで案をつくっていく。この実践を通して、自らが市民代表ではないという弱さを克服しようとする試みである。

実際、米子市では、最初の委員会に配布した資料に「みなさんは市民代表ではありません」と書いてあった。米子市では、ここから議論をして、市民P Iを行うことを決め、それを「つながろう米子市民自治運動」として展開している。

②市民の目線で考え、行動する

市民協働プロジェクトでは、市民の共感、賛同が得られなければ失敗である。そこで市民に対して、このプロジェクトでは何を指しているのか、どんな議論しているのかを分かりやすく伝えることが大切である。

そのためには、資料の作り方、説明の仕方、広報・PRの手段等を見直す必要がある。大げさに言えば、行政と市民との対等性という観点から、これまでの仕事のやり方を全面的に見直すことである（協働型行政）。急ぎすぎず、しかし、一歩ずつ着実に努力を積み重ねてほしい。

米子市では、協働をキーワードに条例づくりを始めた。しかし、「協働」という言葉は分かったようで、実は分かりにくい。米子市では、それを市民に分かりやすく伝えるため、



米子市民余芸大会「まちは素敵なハーモニー」。出演は米子市協働推進課のみなさん

協働推進課の職員が中心となって、寸劇をつくり、自ら演じることで、市民の理解を深める努力をしている。

③苦手な相手とも議論する

——議員P I

市民協働では、さまざまな関係者と対等・水平な関係で議論していくことになる。その過程で、相性の悪い人、苦手とする人たちとも議論しなければならぬ。

自治基本条例では、議会（議員）と対立しがちであるが、米子市では、検討の初期段階から、議員を対象とするP Iを行っている。よく考えると、P Iの対象とされる議員の立場は難しいが、米子市では、「議員を経験している市民」という理屈を編み出してP Iを行った。何かという

と、すぐに芝居仕立てにする米子市ならではの舞台装置づくりである。

疎遠な相手と打ち解けた議論ができること、面白い意見が出てくることがある。長野県上田市の例であるが、市民の集まりで議会のあり方を検討したことがあった（上田市では上田百勇士会という市民グループが自主的に自治基本条例を検討した）。

もし、この席に、議員が参加していなかったら、おそらく、よくあるステレオタイプの議員批判になったであろう。ところが、議員も入って一緒に議論すると、「議員さんは意外と大変だ、大いにがんばってもらおう」という議論になり、市民の方から、「議員さんに公設秘書を置く」という意見が出るのである。要するに、対等・水平で議論をすると、これまで見えなかった相手方の姿が見えてくる。

なお、対等・水平な議論をするための技術としては、ポストイットを使うのが有効である。感情的にならず、多様な意見を出すことができる。

市民協働プロジェクトの
成功のコツ

——まじめに議論すること

最後に、市民協働プロジェクト成功のコツを示しておこう。

私の体験ではきわめて簡単で、ただ、まじめに議論することにつきる。

市民の考えた案と行政の案とは、最後で違ってくる。立場が違い、情報も違う以上、当然である。大事なものは、その溝を埋める努力である。大半のまちでは、その努力を怠るために失敗する。「協働といっていたのに、話が違うではないか」。

こうした壁を乗り越える最も有効な方法は、真正面から議論することである。議論とは、相手の立場を理解し、よりよいところで妥協することである。

流山市の自治基本条例づくりでも、最後の段階で、市民案と行政案が違った。私は、この溝を埋める委員会の座長を担当したが、私が決めたルールは、全面公開、裏取引なしで、まじめに議論することである。もちろん最初はぎくしゃくする。しかし、まじめに、一生懸命に議論をしていると、不思議な共感、奇妙な連帯感が生まれてくる。仲間意識が芽生えてくるのである。これができる」と議論は一段と進む。

しんどいけれども、ここを乗り越えないと、市民協働プロジェクトは、おそらく成功しない。畳の上の水練ではうまくいかない。失敗をおそれず、大いにトライしてほしい。

市民参加推進会議（第3期・全8回開催）のあゆみ

市民参加推進会議（第3期）は、平成21年5月から延べ8回（平日午後6時頃から）開催され、主な活動内容は以下のとおりです。なお、会議録は、情報公開コーナー、図書館本館及び市ホームページで公開されています。

1 市長への提言

会議は、市民参加条例の運用状況を審議し、市民参加と協働を推進するために必要な意見を市長に提言することができます。現在までに以下の提言がなされ、提言に対する市長の意見が公表されました。

- (1) 提言（平成17年11月28日付け）〈第1期〉
附属機関等の委員への市議会議員の就任について
- (2) 提言（平成18年2月15日付け）〈第1期〉
小金井市まちづくり条例市長案の策定過程について
- (3) 提言（平成19年1月22日付け）〈第1期〉
パブリックコメントのあり方について
- (4) 提言（平成20年5月26日付け）〈第2期〉
附属機関等の公募委員の応募者を増加させる方策等について
- (5) 提言（平成21年8月28日付け）〈第3期〉
小金井市市民参加条例の一部を改正する条例付則第2項について
- (6) 提言（平成22年2月26日付け）〈第3期〉
青年の市民参加を推進するための提言について

2 活動概要（第1回から第9回まで第1期、第10回から第17回まで第2期）

- (第18回) 委嘱状の交付、正副委員長互選、市民参加条例の概要について、推進会議の運営等について、市民参加条例運用状況等について
- (第19回) 小金井市市民参加条例の一部を改正する条例（平成21年条例第12号）付則第2項について
- (第20回) 若者の市民参加について
- (第21回) 若者の市民参加について
- (第22回) 「青年の市民参加を推進するための提言」について、第4次小金井市基本構想・前期基本計画(案)について
- (第23回) 平成21年度の「パブリックコメントの実施状況」及び「公募委員の状況」について及び市民協働の現状について
- (第24回) 市民参加のあり方（市民の提言制度（パブリックコメント））について
- (第25回) 市民参加のあり方について及び「新しい公共」推進会議報告について

今後の検討課題について

I 第 3 期市民参加推進会議で「市民参加のあり方」に関して議論した主要な論点

第 3 期市民参加推進会議で「市民参加のあり方」に関して議論した主要な論点は、以下のとおりである。詳しくは、議事録を参照されたい。

(1) 青年層（若者）の市民参加を進めるための具体的方策

「大学との連携の可能性」、「青年層の参加を進めるために、仲介役となる NPO 等が重要な役割を果たす」、「市の若手職員の役割も重要である」などの議論、意見があった。

(2) 「活動拠点の設置」（参加条例第 25 条）

「市民協働支援センター準備室」の活動などに関して報告を受け、議論を行った。

(3) 「市民参加のあり方」に関して

①「第四次基本構想・前期計画の策定に関して、市民の意向調査（市民アンケート）、子ども懇談会、長期計画審議会（公募市民）、市民討議会（「子育て・子育て」）、市民懇談会、市民フォーラム、パブリック・コメントなど、市民参加の多様な手法が実施された」、

②「テーマや政策課題毎に、適合的な市民参加の手法を組み合わせ、選択する」、

③「市民参加の多様な手法を市民参加条例などにリスト化する」、

④「市民アンケートに関して、市民からの手続きの整備が必要（市民参加条例第 14 条 2）」、

⑤「公募市民等による市民会議方式（三鷹市、武蔵野市などの例）の実施」、

⑥「職員の市民参加に関する意識」

などの議論や意見があった。

(参考資料)

「市民参加の多様な手法」

審議会など附属機関などへの市民参加

(平 21 年度公募委員の状況、男性と女性の割合など)

市民の意向調査（市民アンケート）

(市民アンケートの実施状況)

市民の提言制度（パブリック・コメント）

(平 16～21 年度パブリック・コメントの実施状況)

市民投票

市民討議会（無作為抽出）

(市民討議会の実施状況)

公聴会

市民会議（公募市民など）

市民政策提案

市民懇談会

フォーラム、ワークショップなど

II 今後の検討課題

今後の検討課題として次の点をあげる。

1 「市民参加のあり方」に関して

2 「自治体基本条例（自治基本条例）」に関して

3 市民と市との日常的な協働（第 24 条）についての具体的な検討

「新しい公共」推進会議の開催について

〔平成22年10月22日
内閣総理大臣決定〕

1 趣旨

官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」の推進について、「新しい公共」を支える多様な担い手が検討を行う場として、「新しい公共」推進会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 構成員

- (1) 会議は別紙に掲げる有識者により構成し、内閣総理大臣が開催する。ただし、内閣総理大臣は、必要と認める場合、構成員を追加することができる。
- (2) 会議の座長は、互選により決定する。
- (3) 会議には、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（「新しい公共」）が出席するほか、必要に応じ、関係大臣その他の関係者の出席を求めることができる。

3 検討事項

会議は、「「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応」（平成22年6月4日第8回「新しい公共」円卓会議提出資料）のフォローアップ及びその結果を踏まえた提案、「新しい公共」と行政の関係の在り方、住民同士の支え合いのネットワークづくりその他の事項に関する検討等を行う。

4 専門調査会

会議は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査会を開催することができる。専門調査会の構成員は、座長が指名する。

5 会議の庶務

会議の庶務は、内閣府において処理する。

6 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

別紙

「新しい公共」推進会議構成員

- | | | |
|----|---------------------|--|
| 秋山 | をね | (株) インテグレックス代表取締役社長 |
| 浅岡 | 美恵 | 気候ネットワーク代表・弁護士 |
| 小澤 | 浩子 | 東京都赤羽消防団副団長 |
| 加藤 | 好一 | 生活クラブ事業連合生活協同組合連合会会長 |
| 金子 | 郁容 | 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授 |
| 兼間 | 道子 | 特定非営利活動法人日本ケアシステム協会会長・
新しい公共をつくる市民キャビネット共同代表 |
| 北城 | 恪太郎 | 日本アイ・ピー・エム株式会社最高顧問 |
| 黒田 | かをり | CSOネットワーク 共同事業責任者 |
| 佐野 | 章二 | ビッグイシュー日本代表 |
| 白井 | 智子 | 特定非営利活動法人トイボックス代表理事 |
| 高橋 | <small>ひし</small> 公 | 特定非営利活動法人ふるさと回帰支援センター専務理事・事務局長 |
| 坪郷 | 寛 | 早稲田大学社会科学総合学院教授 |
| 寺脇 | 研 | 京都造形芸術大学芸術学部教授 |
| 中竹 | 竜二 | 財団法人ラグビーフットボール協会コーチングディレクター |
| 新浪 | 剛史 | 株式会社ローソン代表取締役社長 CEO |
| 西田 | 厚聰 | 株式会社東芝取締役会長 |
| 早瀬 | 昇 | 社会福祉法人大阪ボランティア協会常務理事
特定非営利活動法人日本NPOセンター副代表理事 |
| 藤岡 | 喜美子 | 特定非営利活動法人市民フォーラム21・NPOセンター事務局長、
一般社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事兼事務局長 |
| 向田 | 映子 | 女性・市民コミュニティバンク理事長 |
| 山口 | 誠史 | 特定非営利活動法人国際協力NGOセンター(JANIC)事務局長・理事 |

平成 22 年 11 月 12 日
「新しい公共」推進会議

政府の取組に対する「新しい公共」推進会議からの提案

■ 基本的考え方

- ・ 「新しい公共」円卓会議が提示した「新しい公共」宣言を具体化し、その提案を着実に実行していくことが重要。本推進会議は、政府が「新しい公共」に係る取組を強力に押し進め、「支え合いと活気のある社会」の実現に向けて最大限の取組を行うことを要望する。
 - ・ 政府は、基盤整備や制度的「障壁」の除去・緩和を重点課題として取り組むべき。
 - ・ 「新しい公共」宣言が表明した考え方のうち、次のポイントが基本であると考えます。
-
- ◇ 1 「新しい公共」の実現に向けて、国民一人ひとりが主役である。
 - ◇ 2 NPOや社会的課題を解決するためにビジネスの手法を適用して活動する事業体は、伝統的な地域組織やボランティアな組織とともに、「社会的リターン」によって社会に多様性をもたらしている「新しい公共」の重要な担い手である。
 - ◇ 3 企業もまた、社会から受け入れられることで市場を通して利益をあげるとともに、持続可能な社会の構築に貢献する「新しい公共」の重要な担い手である。
 - ◇ 4 「新しい公共」を実現するためには、公共への「政府」の関わり方、「政府」と「国民」の関係のあり方を大胆に見直すことが必要である。これまで政府が独占してきた領域を「新しい公共」に開き、そのことで国民の選択肢を増やすことが必要である。国民がその意思を持つとともに、政府が「国民が決める社会」の構築に向けて具体的な方策をとることが重要である。
 - ◇ 5 「新しい公共」によって「支え合いと活気のある」社会が出現すれば、ソーシャルキャピタルの高い、つまり、相互信頼が高く社会コストが低い、住民の幸せ度が高いコミュニティが形成されるであろう。さらに、つながりの中で新しい発想による社会のイノベーションが起こり、「新しい成長」が可能となるであろう。

■ 寄附税制見直しの早期実現等

寄附税制の見直しは、寄附を通じて多様な主体が「新しい公共」に当事者として参画するための基盤となる。また、それは、「新しい公共」の基本理念である「官が独占してきた権力やリソースを「新しい公共」に開くことで国民により多くの選択肢を提供する」ための効果的、かつ、象徴的な方策である。寄附税制の見直しは、国民が必要と考える分野に資金を配分することであるから、「国民による事業仕分け」という意味合いもある。寄附金の税額控除を通じて、「国民が決める社会」を構築するとの視点に立って、実施時期を明示し早期の実現に取り組むべき。

① 税額控除制度の導入

認定NPO法人について、所得控除との選択制で税額控除方式を導入し、税額控除の割合は寄附金の50%（所得税額の25%を上限）とする。公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人等についても、認定NPO法人と同じような税額控除方式を導入する。平成23年1月から所得税の税額控除を適用する。

② 認定NPO法人のPST（パブリック・サポート・テスト）基準の見直し

3,000円以上の寄附者が100名以上で判定できる基準を新たに導入し、これまでのPST基準（経常収入に占める寄附等の割合が1/5以上）との選択制とする。また、これまでのPSTの基準値を1/5とする特例を恒久化するとともに、小規模法人の特例等についても引き続き措置する。平成23年度税制改正において実現する。

③ 情報開示の徹底

税制優遇を受ける認定NPO法人等が市民の信頼を得るとともに、市民が寄附の対象となる団体を選択するための情報が提供されることが重要である。このため、寄附税制の見直しと併せて認定NPO法人等の情報開示の徹底のための環境整備を行う。特に、公開資料はインターネットでの閲覧・謄写を可能にすべきである。

④ 地域主導の税制の仕組み

地方公共団体が個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき独自に指定したNPO法人については、PST要件等を求めないこととする。平成23年度税制改正において実現する。

⑤ 地方公共団体が決定する仕組みの導入（いわゆる「仮認定」制度や事後チェック）

NPO法人のスタートアップを支援するため、PSTを満たさなくても寄附優遇を受けられる「仮認定」の仕組みを導入する。なお、制

度の乱用防止のため、「仮認定」を受けながら「本認定」を受けなかった場合には、一定期間、再度の「仮認定」の申請ができないこととするなどの措置をとる。NPOに対する「仮認定」は、「国民に新しい選択肢を提供」し、「新しい公共」の担い手が育つ社会を促進することによって不可欠であり、早期に実現すべき。

また、認定NPO法人となるための間口を広げる中で、法人の質を維持し市民からの信頼を確保するため、認定が取り消された場合における事後的な是正措置を講じる。認定事務について、NPO法人と身近に接し、その活動の実態を的確に把握できるといった点を踏まえ、地方公共団体が行う仕組みを作る。

⑥その他

認定NPO法人は、収益事業以外に支出した場合には、収益事業の所得の50%（または200万円）までを損金算入できるようにする。

その他、市民が公益活動に参画する「市民公益活動」を促進する環境を整える方策として、たとえば、認定NPO法人等に対する寄附を目的とする信託について、寄附金控除の適用等の税制措置を講じる。

■予算

「新しい公共」に関連する予算については、上記の「基本的考え方」に則った支援に重点化するとともに、併せて規制・制度改革に積極的に取り組むことが重要である。

具体的には、新しい公共を真に支える予算とするため、以下の3つの原則に沿った予算とするとともに、執行段階においてもこうした観点からフォローアップする必要がある。国はもとより、地方公共団体にも「新しい公共」の考え方が浸透するよう、具体的な方策を講じる必要がある。

原則1 担い手の自立を支援する

- ・ 政府の取組は、担い手が財政に過度に依存することなく、資金面、活動面からの自立を促す基盤整備に重点を置く。

原則2 多様な担い手の参画を促進する

- ・ 財政支援に当たって、関連する規制・制度の改革や府省の縦割りを排除した連携・調整を積極的に行い、多様な担い手が参入・協働できる仕組みとする。

原則3 担い手からの企画、提案を活かす

- ・ 国及び地方公共団体の予算編成、予算執行等のプロセスを公開し、担い手による創意工夫に富んだ企画、提案等を取り入れ、運用できる仕組みとする。

資料2

「新しい公共」推進会議の今後の検討事項（座長案）

1 「新しい公共」に係る政策の推進と評価プロセスの実現

- ・ 「新しい公共」関係予算のPDCAプロセスの確立
- ・ 市民公益税制の推進と評価 等

2 「新しい公共」と行政の関係のあり方と「活私豊公」社会を推進する活動基盤の整備

専門調査会が行う専門的事項に関する調査（注）を踏まえて、推進会議で議論し、提言を行う。

◇ 「新しい公共」と行政の関係のあり方

- ・ 市民セクター等と行政の人材交流の仕組み作り（休職・兼業許可制度等）
- ・ 市民セクターと行政との役割分担、行政サービスの質の担保と住民参加
- ・ 市民セクター等と行政との公契約・協約等のあり方
- ・ 政府や自治体における市民参加の推進（「熟議」の普及等）
- ・ 住民自治の確立と「新しい公共」（地縁団体の活性化等）
- ・ 行政施設を地域に「開く」ことによる地域活性化 等

◇ 「活私豊公」社会を推進する活動基盤の整備

- ・ 情報開示・発信基盤のあり方
- ・ 「新しい公共」を支える法人制度のあり方（社会的企業、協同組合、社会的事業所等）
- ・ 金融面からの活動基盤整備のあり方（NPOバンク、休眠預金等） 等

3 新たな取組み

◇ 「新しい公共」の担い手としての企業のあり方

- ・ 企業を対象とした表彰制度、格付け
- ・ 企業と市民セクターの人的交流促進（プロボノを促進する仕組み等）
- ・ 市場で活動する「新しい公共」の担い手を支援する税制の適用（エンジェル税制適用による社会的企業の創業支援、「新しい公共」への少額投資に対する税制優遇制度等）
- ・ 企業による社会貢献活動の推進（商品・サービス代金の1%寄附、社員

が消防団など地域団体で活動しやすくする仕組み等)

- ・ 年金ファンドによる社会的責任投資の促進 等

◇「新しい公共」のモデルとなる取組みの紹介とスケールアウトを促進することで「支え合いと活気のある」社会を新しい成長につなげる

- ・ 「一人ひとりを包摂する社会」の実現など社会的諸課題への対応と「新しい公共」との連携促進
- ・ 社会イノベーションを普及させるための規制緩和や制度運用の柔軟化
- ・ 市民・企業・行政の協働スキーム 等

(注) 専門調査会の検討事項

- 「新しい公共」と行政の関係のあり方
 - ・ 「新しい公共」と行政の役割分担
 - ・ 市民セクター等と行政との公契約・協約等のあり方
- 「新しい公共」の活動基盤の整備
 - ・ 情報開示・発信基盤のあり方
 - ・ 「新しい公共」を支える法人制度のあり方（社会的企業、社会的協同組合、社会事業所等）
 - ・ 金融面からの活動基盤整備のあり方（NPOバンク、休眠預金）